

会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度第2回所沢市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和2年8月12日(水) 午後1時30分～2時25分
開 催 場 所	所沢市役所 低層棟3階 全員協議会室
出席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)
欠席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)
説明者の職・氏名	
報告事項	
議 題	1. 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定に係る諮問について・公開 2. その他・公開
会 議 資 料	資料1 法定賦課限度額の推移 資料2 埼玉県内市町村賦課限度額 令和2年度 資料3 賦課限度額の引上げ試算比較表 資料4 令和3年度改正<令和2年度法定限度額に引き上げた場合における所得階層別世帯状況表>
担当部課名等	健 康 推 進 部 長 須 田 浩 美 健 康 推 進 部 次 長 前 田 広 子 保 健 セ ン タ ー 長 越 智 三 奈 子 国 民 健 康 保 険 課 長 新 井 浩 巖 国 民 健 康 保 険 課 副 主 幹 石 川 純 也 国 民 健 康 保 険 課 副 主 幹 古 沢 淳 子 国 民 健 康 保 険 課 主 査 敦 賀 直 幸 国 民 健 康 保 険 課 主 査 粉 川 亮 介 国 民 健 康 保 険 課 主 任 今 井 江 美 収 税 課 主 幹 齋 藤 伸 壽 健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
司 会	開会
会 長	開会の挨拶
司 会	<p>所沢市国民健康保険に関する規則第 4 条第 3 項に基づき会議が成立している旨報告（委員 21 名中 12 名出席）。</p> <p>続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。</p> <p>事前に「次第」と「資料 1～資料 4」を送付しておりますが、同じものを机にご用意しております。加えまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 点目、本日の席次表が 1 枚 2 点目、運営協議会委員名簿が 1 枚 3 点目、国民健康保険必携が 1 部 4 点目、埼玉の国保 8 月号が 1 部 <p>以上となります。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次第に則って進めてまいります。これからの議事の進行につきましては、「所沢市国民健康保険に関する規則」第 4 条第 1 項によりまして会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>本橋会長よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。議事に入る前に、事務局から何か説明があればお願いします。</p>
司 会	<p>それでは議事に入ります前に、「所沢市の会議の公開に関する指針」に基づきまして、本日の会議内容につきましては、議題 1. 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定に係る諮問について、および、議題 2. その他、ともに公開とお知らせしております。ご了承いただきたいと存じます。</p> <p>また、傍聴者へ配付する資料につきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①傍聴人配布用の表紙「傍聴人の皆様へ」 ②本日の会議次第 ③本日の資料（資料 1～資 4） <p>の計 6 枚となります。</p> <p>なお、会議録の記録、確定につきましては、これまでと同様、会議録は要約方式とし、発言者の委員名については「委員」とだけ記載い</p>

<p>司 会</p>	<p>たします。 また、会議録の確定につきましては、会長にご承認いただき署名確定する方式でよろしいでしょうか。 ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、ただいま会議の公開等について事務局より説明がありましたが、いかがでしょうか。 説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」の声がありましたので、そのように決定させていただきます。 それでは、議題に入ります前に、傍聴人の確認をとらせていただきます。 事務局、本日傍聴の方はいらっしゃいますか。 [傍聴人なし] それでは、傍聴者はいらっしゃらないとのことですので、早速、議事に入ります。 議題 1. 「所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定に係る諮問について」でございます。 事務局より説明をお願いします。</p>
<p>司 会</p>	<p>議題 1. 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定に係る諮問についてですが、国民健康保険税の改定となる重要な審議事項であることから、本運営協議会での審議に諮り、答申をいただきたいと考えております。 そのため、これより諮問を行わせていただきます。 本日は市長が不在のため、代理として副市長より、本橋会長へ諮問を申し上げます。</p>

<p>副 市 長</p>	<p>諮問 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について 所沢市国民健康保険運営協議会 会長 本橋 栄三 様 所沢市長 藤本 正人</p> <p>このことについて、所沢市国民健康保険に関する規則第 2 条の規定に基づき、諮問いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 諮問事項 令和 3 年度国民健康保険税の医療給付費分賦課限度額を 61 万円から 63 万円に、介護納付金分賦課限度額を 16 万円から 17 万円に改める。</p> <p>2 諮問の趣旨 国民健康保険税については、受益と負担の関係から被保険者の納税意欲に与える影響や、国民健康保険制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、保険税の負担額に一定の上限が設けられています。 当市においては、令和元年度の法定賦課限度額が適用されていますが、国では令和 2 年度において法定賦課限度額の引上げが実施されています。 賦課限度額を法定賦課限度額に引き上げる必要性としては以下の点が挙げられます。 ・高所得者層に能力に応じた負担をいただくことで低所得・中間所得者層に配慮した保険税の設定が可能となること ・広域化により始まった保険者努力支援制度を通じた交付金の獲得が見込まれること ・国民健康保険法に基づく県による指導監査の重点事項であること 以上の点や、所沢市の厳しい国民健康保険財政を踏まえ、更に歳入を確保する観点から賦課限度額の改定を行いたい。 以上でございます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>委員の皆様へも、諮問書の写しをお配りいたします。 <諮問書の写しを配付> さて、ここで副市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>副 市 長</p>	<p>副市長挨拶</p>
<p>司 会</p>	<p>副市長は所用のため、退席させていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局より、議題 1. 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について、説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>それでは、所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定についてご説明いたします。</p> <p>資料 1 をご参照ください。こちらの資料は、平成以降の国が定めた法定賦課限度額の推移でございます。平成元年では、42 万円ございました法定賦課限度額は、令和 2 年度には 99 万円と平成の間に 2 倍以上の引き上げを行っているところでございます。近年では、平成 26 年度以降、平成 29 年度を除き、法定賦課限度額は引き上げられており、令和 2 年度までの 7 年間で 22 万円の引き上げを行っております。</p> <p>このように国が法定賦課限度額を引き上げている理由としましては、賦課限度額対象者の割合について社会保険とのバランスを考慮することや高所得者層に負担をお願いすることで、負担の大きい中間所得者層に配慮した保険税設定が可能となるためとしております。</p> <p>続きまして、資料 2 をご覧ください。こちらの資料は、埼玉県内市町村の令和 2 年度賦課限度額の状況についてお示したものでございます。上段の表の一番上の欄、令和 2 年度に賦課限度額が法定の 99 万円となっている市町村につきましては、20 市町村でございます。</p> <p>その下の賦課限度額 96 万円ですが、これは現行の法定賦課限度額のひとつ前の額となっております。記載のとおり 37 市町ございまして、本市の他、さいたま市や川口市、川越市、越谷市など主だった市がこの額となっております。これは、法定賦課限度額が国から示された後に議会の議決を得て翌年度から引き上げを実施するため、1 年遅れで法定賦課限度額に追いつくこととなるためでございます。</p> <p>下段の表、他市の賦課限度額改正予定をご覧ください。本市と同規模市である川越市や越谷市、川口市、近隣市である入間市、飯能市につきましては、本市と同様に本年度中に賦課限度額を 99 万円とする旨を運営協議会に諮り、議会の議決を得た後、来年度、令和 3 年度から賦課限度額の引き上げを実施する予定であるとのことでございます。</p> <p>続きまして、資料 3 をご覧ください。こちらの資料は、本市におきまして賦課限度額を現行の 96 万円から 99 万円に引き上げた際の税収等の影響額についてお示したものでございます。上段の表をご覧ください。国民健康保険税は医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の 3 つで構成されており、賦課限度額につきましても、それぞれ定められております。</p> <p>今回の国の法定賦課限度額の改定につきましては、医療給付費分については、現行の 61 万円から 63 万円に 2 万円引き上げるものでございます。後期高齢者支援金分につきましては、今回、国の改定がございませんでしたので、据え置きとなります。介護納付金分につきましては、現行の 16 万円から 17 万円に 1 万円引き上げ、合計で 3 万円引き上げるものでございます。</p>
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事 務 局	<p>資料 3 の下段の表をご覧ください。こちらでは、現行の税率で賦課限度額を 96 万円から 99 万円に引き上げた場合の調定額の影響を試算したものでございますが、賦課限度額を 3 万円引き上げることで、約 2,250 万円、調定額が増えると試算しております。また、資料の一番下に記載のとおり、この約 2,250 万円に令和元年度の収納率 92.26%を乗じ、約 2,000 万円の税収増を見込んでいるところでございます。</p> <p>次に資料 4 をご参照ください。こちらは、本市の賦課限度額を 3 万円引き上げた場合の所得階層ごとの課税額等の影響についてお示したものでございます。</p> <p>表の左から 3 番目、増額世帯数の列をご覧ください。この列の左側は資産割が課税されている世帯でございまして、右側は資産割が課税されていない世帯となっております。増額世帯数をみますと、所得 100 万円以下のところに 1 世帯、その下の所得 200 万円以下のところに 2 世帯、賦課限度額の引き上げにより課税額が増額となる世帯がございしますが、これは高額な固定資産税を課税されていることで、資産割により賦課限度額に達してしまう世帯でございまして、その下の所得 400 万円以下から 700 万円以下の欄にも増額となる世帯がございしますが、この世帯につきましても資産割の課税がある世帯でございまして、</p> <p>また、資産割が課税されておらず、所得割と均等割、平等割で賦課限度額引き上げにより増額となる世帯につきましても、所得 800 万円以下より上の所得層となっており、増額となる世帯全体、1,046 世帯のうち 130 世帯、約 12.4%となっております。</p> <p>なお、増額となる世帯数を 1,046 世帯と申しましたが、全加入世帯数 48,706 世帯のうち、2.15%となっております。</p> <p>賦課限度額の改定についての説明は以上でございまして。</p>
議 長	<p>事務局より説明がございましたが、諮問の件も含めまして、委員の皆さまからご質問またはご意見はありますか。</p>
委 員	<p>事務局の説明を受けまして、国の法定賦課限度額については、資料 1 で、引き上げの推移がわかりますが、所沢市の賦課限度額の推移はどうなっているのかご説明願います。</p>
事 務 局	<p>所沢市の賦課限度額の状況でございまして、平成 26 年度では、法定賦課限度額が 81 万円であったのに対し、71 万円と 10 万円の差がございました。その後、法定賦課限度額が引き上げられるに依りて、平成 27 年度では法定賦課限度額 85 万円のところ 81 万円、平成 28 年度では 89 万円のところ 81 万円、平成 29 年度では 89 万円のところ、本市の賦課限度額を増額いたしまして 89 万円、平成 30 年度では 93 万円のところ 89 万円、令和元年度は 96 万円のところ 93 万円となっております。</p>

		現在は、令和 2 年度の法定賦課限度額 99 万円のひとつ前の 96 万円としているところでございます。	
議	長	その他、ご意見等ありますか。	
委	員	<p>今の説明ですと、ここ最近で賦課限度額が一気に上がっていますよね。国の賦課限度額というのは、いつ頃までどの程度上がる見込みなのでしょうか。すごく上がっているなど思うんですけども。</p> <p>前回の運営協議会では、赤字がほぼ解消されたとの説明がありました。なので、上げなくても大丈夫なのではないかと思うのですが。</p> <p>今年は新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの方が昨年度よりも収入が減少することが予想されるころなのに、国の賦課限度額に合せて上げなければならないのでしょうか。</p> <p>また、国の賦課限度額の引き上げは今後もまだ行われるものなのでしょうか。</p>	
事	務	局	<p>これからも上がる見込みはあるのかということですが、前回の運営協議会でご説明させていただきましたように、国による財政支援などにより、所沢市の財政状況はかなり改善されております。しかしながら、依然として実質的な赤字である状況は変わらないところでございます。</p> <p>また、今年は新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの世帯で収入が減少すると予想しております。</p> <p>しかしながら、国保財政全体では、収入の減少に伴い、税収の減が見込まれます。また、高齢化や一人当たりの医療費の高額化ということもあり、今後も財政状況は予断を許さず、厳しい財政運営を迫られることも想定されるころでございます。</p> <p>こうしたことから、税収や交付金等、財源の確保はこれまで以上に必要であると考えております。</p> <p>また、国の賦課限度額につきましては、税負担の公平性の面からも、賦課限度額に達する世帯におかれましては、その下の賦課限度額に達しない世帯、いわゆる中間所得者層と比較して、所得に対する税負担率はまだまだ低い状況でございますことから、今後においても引き上げられていくものと思われま。</p> <p>先ほど所沢市の賦課限度額の推移についてお話しいたしましたが、しばらく据え置いた後に大幅な増額を行うよりも、国の賦課限度額の改定に合わせて引き上げていくことが必要ではないかと考えております。</p>
議	長	他によろしいでしょうか。	
委	員	やはり国の法定賦課限度額の改定に合わせていかなければ、国や県からの助成金などがいただけなくなるということなのではないでしょうか。	

事 務 局	<p>保険者努力支援制度の県から市への交付金について、「法定どおりの賦課限度額の設定」との項目があり、法定賦課限度額が改定された同じ年に賦課限度額を改定した場合には満額が交付され、翌年の改定の場合には交付金が減少しますが、交付されます。</p> <p>また、諮問書の中にもありましたが、県の指導監査の対象にもなっておりますので、国の法定賦課限度額の改定に合わせていくことを市としては考えております。</p>
議 長	他にいかがでしょうか。
委 員	2点ほど伺います。賦課限度額対象者の割合について社会保険とのバランスを考慮するということでしたが、社会保険の場合、上限はどれくらいなのでしょう。
議 長	では、まず社会保険の限度額について、事務局お願いします。
事 務 局	社会保険につきましては、標準報酬月額というものに基づいて保険料を算定しています。今、資料を持ち合わせておりませんので、お答えが難しいところでございます。
委 員	それから、新型コロナウイルス感染症の影響ということでは、医療機関の収入も平均で 2 割ほど減っているところですので、国保の支出の方が減ってくるのではないかと考えられます。受診抑制の状況が続いておりますので、今年度の支出はかなり少なくなるものと思っておりますが、その点はいかがでしょう。
事 務 局	<p>委員ご指摘のとおり、医療機関の受診率が減ることにより医療費の支出は少なくなると予想されます。また、税金につきましては、今年度の所得額が減ること、来年度の国民健康保険税の調定額も下がってくるのではないかと考えておまして、現在その状況を注視しているところでございます。</p> <p>こうした状況から、賦課限度額を増額した場合の約 2,000 万円の増収は必要であると考えております。</p>
議 長	他にいかがでしょうか。
委 員	資料 2 についてですが、現在、賦課限度額を 96 万円としているのが 37 市町あるわけですけれども、いずれはこの 37 市町全てが賦課限度額を 99 万円まで引き上げていくものと考えてよろしいのでしょうか。
議 長	事務局お願いします。

事 務 局	資料 2 の中で、来年度賦課限度額を 99 万円に改定する予定の 5 市を記載しております。これらについては、所沢市と同規模または近隣、または所沢市よりも規模が大きな市であり、先に電話で確認したところ、川越市・川口市・越谷市・入間市については 12 月議会に、飯能市については 3 月議会に諮るといことです。それ以外の市町については、直接電話等で確認してはおりませんが、県の指導監査の重点項目でもあり、99 万円に改定していくものと思われます。
議 長	他に質問のある委員さんはいらっしゃいますか。
委 員	<p>資料 2 に関して 2 点ほど質問します。県内市町村の賦課限度額の状況についての説明がありましたが、本市と同様に法定賦課限度額の引き上げに応じて、他の市町村でも運営協議会などで審議がなされているのでしょうか。</p> <p>また、法定賦課限度額の改定は今年の 3 月頃に行われたものと思われませんが、すでに 4 月から賦課限度額を 99 万円としている市町村があります。これらの市町村については、どのような方法で賦課限度額の引上げが行なわれているのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>はじめに、他の市町村でも運営協議会などで審議がなされているかのご質問でございますが、他市の状況を確認しましたところ、川越市や越谷市・川口市・入間市・飯能市につきましては、本市と同様に運営協議会に諮り、議会の議決を経た後、翌年度の令和 3 年度から賦課限度額の引上げを実施する予定であるとのことでございます。</p> <p>つぎに、本年 4 月から賦課限度額を 99 万としている市町村の賦課限度額の引上げの方法につきましては、市長の専決処分により行なわれているものでございます。その理由といたしましては、市町村ごとに考え方は異なるかとは思いますが、賦課限度額の引上げについては法改正に伴うものという判断で、運営協議会に諮ることなく市長の専決処分として賦課限度額の改定が行なわれているということでございます。</p>

議 長	<p>市長の専決処分として賦課限度額の改定が行なわれている市町村もあるようですが、私ども所沢市においては運営協議会への諮問・答申の後に議会の議決を経て、改定が行なわれるということになります。</p> <p>他にご質問・ご意見等はよろしいでしょうか。</p> <p>〔質問・意見なし〕</p> <p>それでは、この案件につきましては、まだまだ議論をしなければならない要素がございますので、次回に持ち越しとさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>その他、皆様からご質問・ご意見等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。</p> <p>〔質問・意見なし〕</p> <p>もしないようでしたら、私の方から伺います。新聞紙上等でご存じのとおり、新型コロナウイルスの感染状況が毎日のように変化しております。所沢市における感染状況の推移はどうなっているのでしょうか。</p> <p>また、お盆の時期を迎えるにあたって、感染拡大防止のために、帰省については県境を越える移動は控える、または、県境を越えて移動する場合には感染予防対策を徹底するよう呼びかけられておりますが、所沢市における帰省についての考え方はどのようになっているのか、分かるようでしたらお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>感染状況の推移につきましては、3月23日に初めて所沢市で感染者が報告されてから、これまでに3月には4件、4月に130件、5月には12件、6月に3件、7月に40件、8月に入ってから、昨日11名判明したところですが、今までで60件、合計で249件の感染者の方が判明しております。また、新聞報道などでもご存じかと思いますが、市内の医療機関でクラスターが発生し、患者さん33名、職員の方15名の感染が発表されております。ただ、全員が所沢市民ではなく、所沢市民と市外住民の方を併せて48名となっております。やはり病院でクラスターが発生しているということで、感染者がかなり多くなってきております。</p> <p>また、お盆の関係ですが、8月6日に、埼玉県知事から帰省に関するメッセージが出されております。本市におきましても、埼玉県と同様に進めておりまして、ホームページやほっとメールによって周知をしているところでございますが、帰省する場合には、いつも以上に感染症対策をしていただきたい、特に高齢者への感染防止には十分注意をしていただきたいと考えております。</p> <p>三密の回避・手指の消毒・マスク着用や十分な換気なども、もう何度もお聞きになっていることとは思いますが、これらの徹底と大人数での会食は自粛していただきたいと思っております。</p>

		<p>これが難しいと思われるようでしたら、オンライン帰省も含めて慎重にご検討をお願いしたい、発熱等の症状がある場合には帰省は控えていただきたいというお願いを、本市として行っているところでございます。</p>	
議	長	<p>新聞紙上等でよく話は聞くのですがけれども、帰省するにあたってはどのような対応をすればよいのか迷っている市民も多いと思いますので、適切なお答えをいただき、ありがとうございました。</p> <p>他の委員さんからは何かございますか。</p>	
委	員	<p>PCR 検査については、現在どのくらいの頻度で行われているのでしょうか。</p>	
事	務	局	<p>PCR 検査センターというものを、所沢市医師会と医療センターで週に 2 日、開設しております。</p> <p>どのように検査を受けるかをご説明しますと、まず、かかりつけ医にご相談いただいて、医師のご判断で PCR 検査が必要だということになりましたら、PCR 検査センターに予約を入れ、検査を受けるという流れになります。</p>
議	長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>ないようでしたら、事務局の方から、議題 2. その他について、説明をお願いします。</p>	
事	務	局	<p>その他につきましては、協議会の今後の日程について、お知らせいたします。</p> <p>前回の協議会で、10 月に 2 回の開催を予定しているとお伝えしたところですが、予定の変更がございます。</p> <p>第 3 回協議会は、10 月 7 日 (水) 午後 1 時 30 分より、所沢市役所 7 階研修室で開催予定としております。</p> <p>また、第 4 回は 11 月 4 日 (水) 午後 1 時 30 分より、本日と同じ全員協議会室での開催予定となっております。</p> <p>次回の会場につきましては、こちらの全員協議会室ではありませんので、ご注意をお願いいたします。</p> <p>なお、皆様へは、開催通知にて正式にご連絡させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>

様式第 2 号

<p>議 長</p>	<p>さて、その他においては、次回以降の日程について説明がありました。</p> <p>他に、委員の皆様から何かご意見等ありますか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは、これにて全ての議題は終了となりましたので、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>進行を事務職にお戻しいたします。</p>
<p>司 会</p>	<p>本橋会長におかれましては、長時間に渡り議長をお務めいただきましてありがとうございました。</p> <p>最後に、閉会のことばを高杉職務代理よりお願いいたします。</p>
<p>職 務 代 理</p>	<p>閉会の挨拶</p>
<p>司 会</p>	<p>それでは以上をもちまして、国民健康保険運営協議会を終了とさせていただきます。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
<p>会 長 署 名</p>	